

残土条例施行規則に定める 安全基準の改正について〔諮問〕(案)

成田市環境部環境対策課

土質の安全基準について

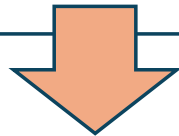
市残土条例

- 土質の安全基準は、環境基本法における環境基準と水素イオン濃度について規制

環境基本法

土壤汚染対策法

- 環境基本法における環境基準については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めている。
- 水素イオン濃度は、環境基本法・土壤汚染対策法においても土壤汚染に係る指標として規定されていない。



生活環境保全の観点から水素イオン濃度を規制するに足る知見は認められていない。

市残土条例における水素イオン濃度について

- 現行の市残土条例施行規則は平成16年6月1日から施行されているが、水素イオン濃度については、旧規則（平成10年規則第5号）の時から規制対象としている。
- 水素イオン濃度を規制した背景としては、建設汚泥に石灰等を混ぜ合わせた、いわゆる改良土や再生土を規制する目的があったものと認識している。

盛土規制法による盛土材料について

盛土等防災マニュアルの主な改正概要と考え方（※抜粋）

- 盛土の施工品質を確保するため、盛土材料の選定に当たっては次項に留意する必要がある。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制と照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければならない。
- 第1種～第3種建設発生土を基本に、第4種建設発生土や泥土でも適切な処理を行うことにより適用できる。
- 泥土のうち建設汚泥に該当する場合は廃棄物処理法により定められた手続により利用可能となる。汚泥処理土の利用に当たっては品質を確認することが重要であり、審査機関や都道府県制度等による認定をもとに品質が証明される材料とする。
- 盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切かの確認を適宜行う など。

資源としての建設発生土

- 建設発生土は、「資源有効利用促進法」において、指定副産物として定められており、再生資源として利用することを促進することが特に必要なものとして定められている。

水素イオン濃度規制の方向性

- 水素イオン濃度の規制については、土砂等の安全基準として規定する法令はなく、再生資源として利用することが求められ、盛土を行う上での安全性についても問題が認められない建設発生土を過度に規制してしまう可能性があることから適当ではない。
- 盛土規制法において認められている材料の使用が抑制されてしまう恐れがあることから、水素イオン濃度規制は適当ではない。